

第4回食品ロス削減関係省庁等連絡会議 議事次第

日時：平成27年9月3日
10:00～12:00
場所：消費者庁第62会議室

議題

1. 最近の動向と取組状況等について
2. 今後の取組等に関する意見交換
3. その他

配布資料

- 資料1－1 食品ロス削減に向けた農林水産省の取組
資料1－2 食品ロス削減に向けた経済産業省の取組
資料1－3 市町村等を通じた地域の食品ロス削減対策の促進（環境省）
資料1－4 食品ロス削減に向けた消費者庁の取組
資料1－5 食品ロス削減に向けた内閣府の取組
資料1－6 食品ロス削減に向けた文部科学省の取組
資料1－7 食品ロス削減に向けた関係府省庁の取組概要
資料1－8 関係する概算要求内容
参考 「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」の設置について

食品ロス削減に向けた農林水産省の取組

平成27年9月3日
 農林水産省
 バイオマス循環資源課
 食品産業環境対策室

1. 26年度における主な取組

(1) 食品廃棄物等の発生抑制目標値の設定

食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物等の発生抑制を推進するため、関係省庁と共同して、平成26年4月から5年間を期間とする「発生抑制の目標値」（告示）について、26業種を対象に設定。

(2) 「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」への支援

- ・ 25年度に実施された納品期限見直しパイロットプロジェクトの成果を普及し、飲料及び賞味期間180日以上の菓子について納品期限緩和を促進。
- ・ 日配品（パン、豆腐、牛乳・乳製品、納豆）の食品ロスの実態調査及び削減に向けた検討。
- ・ 小売店舗における「もったいないキャンペーン」の実施。

(3) 食品ロスに関する情報提供等

- ・ 当省ホームページにおける情報発信。
- ・ 本年3月に「食品ロス削減シンポジウム」を東京及び大阪にて開催。東京会場にて、食品ロス削減のための商慣習改善（納品期限緩和）功労者に対し、農林水産省食料産業局長感謝状を授与。

(4) 「第2回食品産業もったいない大賞」の実施

食品産業の持続可能な発展に向け、省エネ、温暖化対策・食品ロス削減等、フードチェーン全体の持続的発展に寄与する取組を実施し、顕著な実績を挙げている食品関連事業者、団体及び個人を表彰。（大臣賞1点、局長賞5点、審査委員長賞5点）

2. 27年度における主な取組

(1) 食品リサイクル法に基づく新たな基本方針の策定等

関係省庁と共同して、本年7月に食品リサイクル法に基づく新たな基本方針を策定するとともに、基本方針に基づく施策を展開するため、関係省令・告示（発生抑制目標値について5業種を追加）を改正。

(2) 平成24年度の食品ロス量の公表

これまで一定の幅で推計していた食品ロスの量について、より実態に即して把握するため、食品関連事業者に対する調査を実施し、環境省の調査結果（家庭系）と併せて、平成24年度の推計値を本年6月に公表。

(3) 「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」への支援

26年度ワーキングチームのとりまとめを踏まえ、加工食品の納品期限見直しの取組拡大、日配品のロス削減に向けた検討等を実施。

(4) 「第3回食品産業もったいない大賞」の実施

昨年度に引き続き実施。（募集期間：7月21日～11月4日）

3. 平成28年度予算概算要求の概要

製造業者・卸売業者・小売業者等による食品ロス削減のための取組と併せて、リサイクルが低迷している小売業・外食産業における食品廃棄物等の再生利用の取組等の支援に必要な経費を要求。



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

(ろすのん)

食品ロス削減に向けた農林水産省の取組

平成27年9月

農林水産省

食 料 産 業 局
バ イ オ マ ス 循 環 資 源 課
食 品 産 業 環 境 対 策 室

食品リサイクル法に基づく新たな基本方針の策定等について

- 食品リサイクル法に基づき、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね5年ごとに基本方針を策定。平成27年7月に新たな基本方針を策定するとともに、基本方針に基づく施策を展開するため、関係省令・告示を改正。

【全体の課題】

- ・食料資源の有効利用、環境への負荷を低減するという観点から、食品ロス削減、リサイクル等に取組むことが必要。

【個別の課題】

- ・食品ロスの発生の実態把握が不十分
- ・食品流通段階では、納品期限や賞味期限を必要以上に短く設定するといった商慣習など様々要因により食品ロスが発生。

- ・小規模な事業者が多数、分散して存在する食品流通の川下のリサイクルを加速化させるため、地域における食品廃棄物等の発生状況の把握が必要。
- ・食品廃棄物等の分別にコストがかかること、民間の再生利用料金が公共サービスである市町村の処理料金よりも結果として割高となっていること、再生利用施設の不足を含め需給のマッチング等がより困難であること等。
- ・登録再生利用事業者は、優良な事業者として再生利用の円滑な実施に貢献する一方、重大な生活環境保全上の支障を生じさせる等不適正な事案が発生。

【新たな基本方針のポイント】

1. 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

- ・食品廃棄物等の発生抑制を優先的に取り組んだ上で、食品循環資源について再生利用等を実施。
- ・食品循環資源の再生利用手法の優先順位について、飼料化、肥料化、その他の順とすることを明確化。

2. 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

- ・再生利用等実施率目標(平成31年度まで)
食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%

3. 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

【発生抑制】

- ・国は、食品ロスの発生状況をより実態に即して把握し、食品ロスの削減にかかる取組を数値化すること等により国民に対して実施を働きかけ。
- ・フードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開。

【再生利用等】

- ・食品廃棄物等多量発生事業者は国に再生利用等の実施状況を都道府県別にも報告することとし、国はこれらを整理・公表。
- ・地域における再生利用事業者の把握及び育成並びに地方公共団体を含めた関係主体の連携による計画的な食品循環資源の再生利用等を促進。
- ・関係者のマッチングの強化によるリサイクルループの形成を促進。
- ・登録再生利用事業者の食品廃棄物等の適正な処理を確保するため、登録の基準を追加するとともに、登録再生利用事業者への指導・監督を強化。

【省令改正等の概要】

〈食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の改正〉

- ・再生利用手法の優先順位について、飼料化、肥料化、その他の順とすることを明確化。
- ・食品関連事業者が自ら飼料を製造する際に遵守する基準として、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に基づく基準及び規格に適合させることを追加。

〈平成24年度の食品ロスの量の公表〉

農林水産省が事業系の食品ロスを、環境省が家庭系の食品ロスを公表。
※ 事業系331万トン、家庭系312万トン
計642万トン

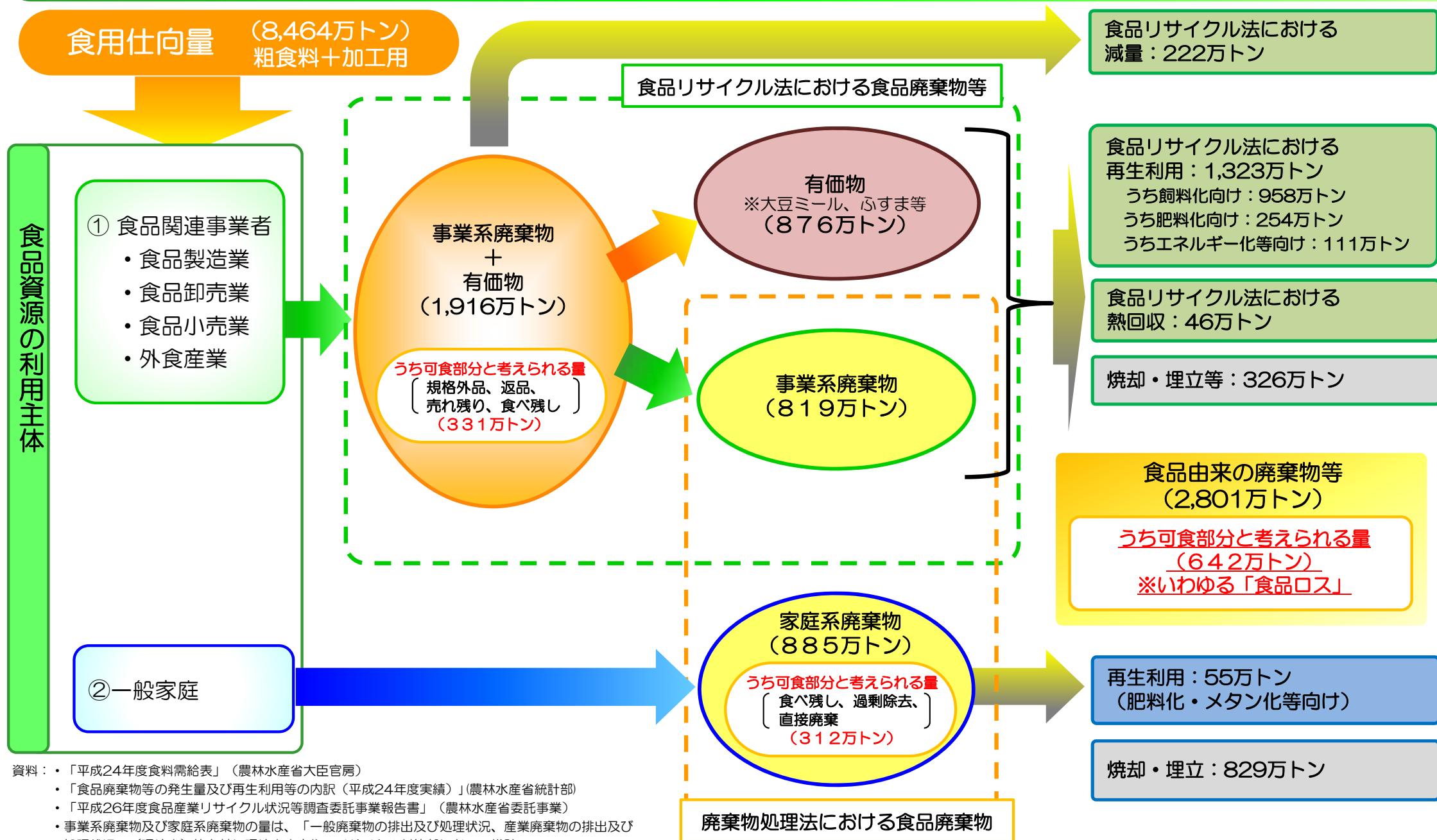
〈食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の改正〉

都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量の報告を新たに追加するとともに、事業者の事務負担を考慮し、過去の当該報告を通じて把握が可能な項目等の合理化を実施。

〈再生利用事業を行う者の登録に関する省令の改正〉

登録に当たり、これまでの再生利用製品の製造・販売の実績を考慮するよう登録基準の要件を強化。

● 食品廃棄物等の利用状況等（平成24年度推計）<概念図>



- 資料：
- 「平成24年度食料需給表」（農林水産省大臣官房）
 - 「食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳（平成24年度実績）」（農林水産省統計部）
 - 「平成26年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業報告書」（農林水産省委託事業）
 - 事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」（環境省）等を基に環境省廃棄物・リサイクル対策部において推計
 - 「平成26年度食品循環資源に関する実施状況調査等業務報告書」（環境省請負調査）
 - 事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である。
 - ラウンドの関係により合計と内訳の計が一致しないことがある。

● 食品廃棄物等の発生抑制目標値

- 食品関連事業者にとって、食品廃棄物等の発生抑制は、取り組むべき最優先事項であることから食品リサイクル法に基づく努力目標として「発生抑制の目標値」を設定。
- 平成26年4月から26業種を対象に本格展開。
- 平成27年8月以降5業種を追加して設定。

■ 発生抑制の目標値【目標値の期間 5年(平成26年4月1日～平成31年3月31日)】

業種	基準発生原単位	業種	基準発生原単位	業種	基準発生原単位
肉加工品製造業	113kg／百万円	そう菜製造業	403kg／百万円	その他の飲食店	108kg／百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg／百万円	すし・弁当・調理パン製造業	224kg／百万円	持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。)	184kg／百万円
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg／百万円	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)	14.8kg／百万円	結婚式場業	0.826kg／人
野菜漬物製造業	668kg／百万円	各種食料品小売業	65.6kg／百万円	旅館業	0.777kg／人
味噌製造業	191kg／百万円	菓子・パン小売業	106kg／百万円		
しょうゆ製造業	895kg／百万円	コンビニエンスストア	44.1kg／百万円		
ソース製造業	59.8kg／t	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	175kg／百万円		
パン製造業	194kg／百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)	152kg／百万円		
麵類製造業	270kg／百万円	居酒屋等	152kg／百万円		
豆腐・油揚製造業	2,560kg／百万円	喫茶店	108kg／百万円		
冷凍調理食品製造業	363kg／百万円	ファーストフード店	108kg／百万円		

■新たに設定された発生抑制の目標値 (平成27年8月以降)

業種	基準発生原単位
その他の畜産食料品製造業	501kg/t
食酢製造業	252kg/百万円
菓子製造業	249kg/百万円
清涼飲料製造業(コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	429kg/t
給食事業	332kg/百万円

●食品業界の食品ロス削減に向けた主な取組① 商慣習検討WT

○過剰在庫や返品等によって発生する食品ロス等は、個別企業等の取組では解決が難しくフードチェーン全体で解決していくことが必要。このため食品業界において、製造業・卸売業・小売業の話し合いの場である「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」を設置するとともに、その取組を支援。

食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム

【目的】食品ロス削減のための商慣習について検討

【構成】食品製造業、食品卸売業及び食品小売業の企業・団体、学識経験者

【事務局】流通経済研究所（農林水産省補助事業）

【参加企業】

食品製造業（12社・団体）	食品卸売業（3社）	食品小売業（5社）
・味の素㈱ (風味調味料協議会)	・国分㈱ (日本加工食品卸協会)	・イオンリテール㈱ (日本チェーンストア協会)
・江崎グリコ㈱ (全日本菓子協会)	・三菱食品㈱ (日本加工食品卸協会)	・(株)イトーヨーカ堂 (日本チェーンストア協会)
・キッコーマン食品㈱ (日本醤油協会)	・(株)山星屋 (全国菓子卸商業組合連合会)	・(株)東急ストア (日本スーパー・マーケット協会)
・コカ・コーラカスタマー マーケティング㈱ (全国清涼飲料工業会)		・(株)ファミリーマート (日本フランチャイズ・チェーン協会)
・サントリー食品インターナショナル㈱ (全国清涼飲料工業会)		・日本生活協同組合連合会
・日清食品㈱ (日本即席食品工業協会)		
・ハウス食品㈱ (全日本カレー工業協同組合)		
・(株)マルハニチロ食品 (日本缶詰協会)		
・山崎製パン(株) (日本パン工業会)		
・タカノフーズ(株) (全国納豆協同組合連合会)		
・日本豆腐協会		
・日本乳業協会		

検討経緯

【平成24年度】

10月3日 第1回WT開催
11月2日 第2回WT開催
1月18日 第3回WT開催
2月22日 第4回WT開催
3月5日 中間とりまとめ公表

【平成25年度】

11月15日 第1回WT開催
12月11日 第2回WT開催
3月13日 第3回WT開催
3月26日 とりまとめ公表(食品ロス削減シンポジウム)

【平成26年度】

7月24日 第1回WT(加工食品)開催
10月3日 第2回WT(日配品)開催
10月16日 第3回WT(加工食品)開催
2月5日 第4回WT(日配品)開催
3月6日 第5回WT(全体)開催
3月17日 とりまとめ公表(食品ロス削減シンポジウム)

●食品業界の食品ロス削減に向けた主な取組② 納品期限緩和

- 小売への納品期限を賞味期間の1/3以内とするいわゆる1／3ルールが食品ロスのひとつの中因。パイロットプロジェクトの結果、納品期限緩和は食品ロス削減に相当の効果（飲料と賞味期間180日以上の菓子で約4万トン）。飲料・賞味期間180日以上の菓子は、納品期限緩和を推奨。
- 意識の高いスーパー、コンビニから納品期限緩和を順次実施。

納品期限見直しパイロットプロジェクト（35社）の結果

【食品製造業】
鮮度対応生産
の削減など未
出荷廃棄削減

【物流センター】
納品期限切れ
発生数量の減
少、返品削減

【小売店頭】
飲料及び賞味期
間180日以上の
菓子は店頭廃棄
増等の問題なし

【該当食品全体への推計結果】
飲料：約 4万トン（約71億円）
菓子：約 0.1万トン（約16億円）
(180日以上)
⇒合計：約4万トン（約87億円）

事業系
食品ロスの
1.0%～
1.4%

飲料・菓子の納品期限緩和を推奨

納品期限を見直した企業

イトーヨーカ堂、東急ストア、ユニー、
セブン-イレブン・ジャパン、サークルKサンクス、ファミリーマート
ローソン、デイリーヤマザキ

実運用問題なし

納品期限見直しを予定している企業

イオンリテール、ミニストップ

賞味期限延長

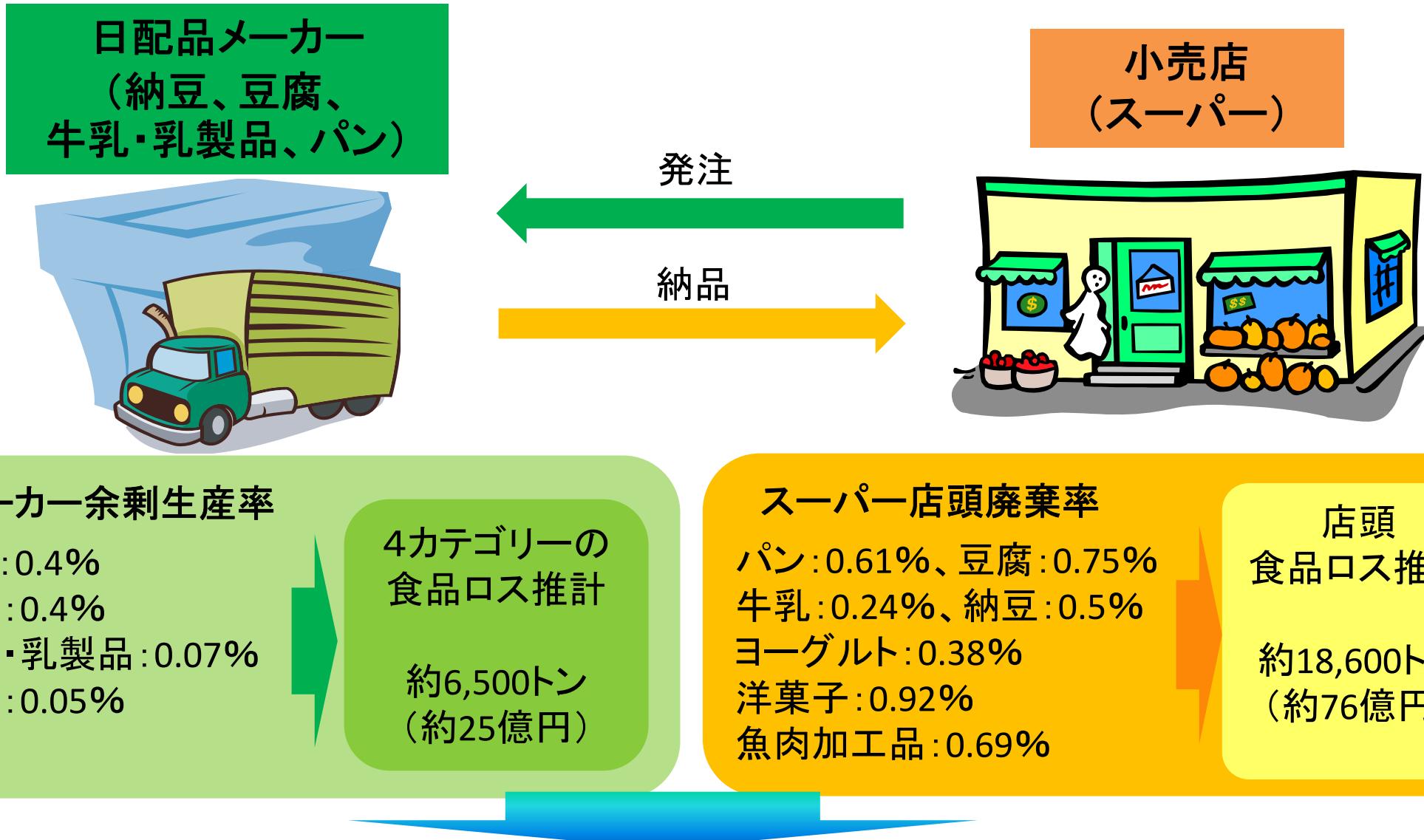
- 2009年1月～2013年11月
958品目延長
- 2013年12月～2014年10月
199品目延長
- 今後227品目予定
(菓子・飲料等)

・日本即席食品工業会では、これまでの製造技術や包装技術の進歩から、賞味期限の延長が可能との結論を得たため、平成25年6月に「即席めんの期限表示設定のためのガイドライン」を改訂。平成26年春より、賞味期限を1～2ヶ月延長したカップめんや袋めんが登場。

賞味期限の年月表示化

- 2009年1月～2013年11月
50品目切り替え
- 2013年12月～2014年10月
159品目切り替え
- 今後81品目予定(飲料・菓子等)
 - ・日本醤油協会では、「醤油の日付表示に関するガイドライン」を作成する際、過度に厳しい日付管理が深夜・早朝操業や返品等の原因となっていたことに鑑み、賞味期限が3か月超のものは、原則として年月表示。
 - ・平成25年5月製造分より、飲料大手5社の国産水2Lペットボトルで年月表示に切り替え。平成26年6月製造分より、キリン、サントリーの缶コーヒー、茶などで順次切り替え。

●食品業界の食品ロス削減に向けた主な取組④ 日配品ロス削減



- ①優良事例を共有しながら、販売実績・特売計画情報共有の効果的な進め方の検討
- ②小売業における需要予測精度の向上、売価のきめ細かい調整の強化を進めつつ、極端に短い発注リードタイムの改善の検討
- ③より多くの小売業での売切促進キャンペーン展開、消費者への情報提供強化

●食品業界の食品ロス削減に向けた主な取組⑤ もったいないキャンペーン

賞味・消費期限の近づいた商品をただ廃棄するのではなく、味や品質に問題のないものをお求め頂きやすい価格で消費者へ提供し、食品ロス削減に貢献する取組です。

【東急ストア】

実施店舗：中央林間、宮前平

実施期間：平成27年1月21日～2月10日

対象商品：菓子パン、総菜パン



(東急ストア宮前平店の様子)



(イトーヨーカ堂 葛西店の様子)

【イオンリテール】

実施店舗：モリシア津田沼、幕張、幕張新都心

実施期間：平成27年2月1日～2月10日

対象商品：菓子パン、食事パン



(イオン幕張新都心店の様子)

実施店舗：葛西

実施機関：平成27年2月16日～2月28日

対象商品：菓子パン、食事パン

● ろすのんとのコラボレーション

ぼくの利用者は114件 にまで
増えたのん。
これからもよろしくのん。



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT



- 名前：ろすのん（性別 ♂）
 - ・食品ロスをなくす(non)という意味から命名
 - ・280件の応募の中から決定（平成25年12月）
- ろすのんのログセ：語尾に「のん」がつく
- 好きな食べ物：刺身のつま、パセリ
- 夢：食品ロスがなくなること
- 好きな言葉：残り物には福がある

食品メーカー（製造方法・包装改良で賞味期限延長、未利用部分の商品開発）

スーパー、コンビニ（値引きで売り切り、納品期限緩和、啓発活動）

レストラン、社員食堂（食べ切り運動、小盛りサービス、ドギーバッグ提供）

消費者団体・事業者団体（啓発活動）

包材メーカー（鮮度保持包材、高機能包材で賞味期限延長）

家電メーカー（ロス削減・鮮度保持家電）

平成27年8月末現在の承認・届出件数。地方公共団体、NPO法人、食品製造・卸、小売、外食産業など様々な団体・事業者において利用。

食品ロス削減に取り組む団体・企業の皆さん、是非ご利用いただき、一緒に国民運動を盛り上げていきましょう。（無料です！）

ロゴマーク利用許諾要領、利用許諾申請書等は、下記の農林水産省URLを御確認ください。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/index.html

●ろすのんとのコラボレーション① 企業編

納品期限を緩和している飲料の
売場に掲示



食品ロス削減に貢献する家電の売場店頭
や販売カタログに使用

SHARP



● ろすのんとのコラボレーション② 企業編

社員食堂にテーブルトップを設置し、社員に食べきり運動の呼びかけや食品ロス削減に向けた啓発を実施

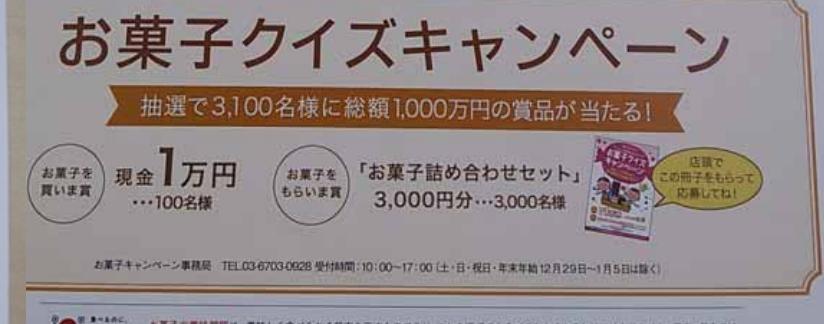


●ろすのんとのコラボレーション③ 業界団体編

お菓子クイズキャンペーン(全日本菓子協会)



お菓子の賞味期限は「美味しく食べられる目安を示すものであり、これを過ぎても食べられなくなるわけではありません」と呼びかけています。



お菓子の賞味期限は、美味しい食べられる目安を示すものであり、これを過ぎても食べられなくなるわけではありません。現在、日本では「もったいない」を合言葉に、食品ロス削減運動が展開されています。菓子業者は、この運動の一環として、食品ロスを減らす取り組みを行っています。

全日本菓子協会(全国菓子工業組合連合会、全国菓子協会、日本洋菓子協会連合会、全国洋菓子工業会、全国菓子工業組合連合会)

お好み焼・時代祭協会 / 全国菓子卸商業組合連合会

農林水産省

●ろすのんとのコラボレーション④ 自治体編

長野県松本市 (松本市HPより)

おそとで残さず食べよう！30・10運動



おうちで残さず食べよう！30・10運動



全国で活用できる子ども向け紙芝居作成



● ろすのんとのコラボレーション⑤ 自治体編

埼玉県 (埼玉県HPより)

食べきりSaiTaMa大作戦

- ①食品ロスをできるだけ出さないライフスタイルを実践する 食べきりスタイル(Style)
- ②食べ残しの多い宴会で締めの前15分間で残った食事を食べきる 食べきりタイム(Time)
- ③外食店舗で小盛りの設定や食材使い切りレシピなどで食品ロスを減らす 食べきりメニュー(Menu)



食品リサイクル促進等総合対策事業 【96（111）百万円】

対策のポイント

製造業者・卸売業者・小売業者等による食品ロス削減のための取組と併せて、リサイクルが低迷している小売業・外食産業における食品廃棄物等の再生利用の取組等を促進します。

<背景／課題>

- 我が国の食品産業においては、年間1,916万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち本来食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が331万トン発生していると推計されています。また、食品産業全体では、食品廃棄物の再生利用等実施率が85%に達するものの、食品廃棄物の分別が困難であるなどの理由から食品小売業や外食産業では再生利用等実施率が低迷しています。
- 世界で約8億人の人々が栄養不足状態にある中、「もったいない」の発祥の地である我が国において食品ロスの削減や食品廃棄物のリサイクル推進は喫緊の課題となっています。

政策目標

食品廃棄物等の再生利用等実施率の目標達成
(食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%)

<主な内容>

1. 食品ロス削減国民運動の展開

26（36）百万円

食品関連事業者による商慣習の見直し等の食品ロス削減に向けた取組について、その効果や実施に当たってのポイント等を分析・整理し、他の事業者による食品ロス削減の実践を促す取組やフードバンク活動^{*1}を行う団体が食品関連事業者からの信頼を向上させ食品の受入量拡大を図る取組等を支援します。

※1 フードバンク活動とは、包装の印字ミスなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品をNPO法人等が食品メーカー等から引き取り、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動
(補助率：定額、1/2以内)
事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 6府省（内閣府、消費者庁、文科省、農水省、経産省、環境省）
 - ・「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を構成する6府省が連携し、官民をあげて食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開

2. 食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進 31（33）百万円

食品小売業者や外食事業者が、再生利用事業者、農業者と連携して、食品廃棄物のメタン化及びメタン発酵消化液^{*2}の肥料利用を行うための取組を支援します。

また、収集運搬の効率化や新たな技術の導入等による再生利用、減量の効果等を分析・整理し、普及する取組を支援します。

※2 メタン発酵消化液とは、有機物をメタン発酵処理し、バイオガスをとった後に残る肥料成分を多く含む液体

(補助率：定額、1/2以内)
事業実施主体：民間団体等

〔お問い合わせ先：
食料産業局バイオマス循環資源課 (03-6744-2066)〕

食品リサイクル促進等総合対策事業 平成28年度予算概算要求額 96(111)百万円

現状と課題

- 食品産業における「食品ロス」は年間331万トン発生
- 食品廃棄物の分別が困難であるなどの理由から食品流通の川下では再生利用等実施率が低迷

食品リサイクル法に基づく
新たな基本方針を策定
(平成27年7月)



新たに以下の取組を拡充

対応

新たな基本方針を踏まえ、

- 製造業者・卸売業者・小売業者等による食品ロス削減のための取組を促進
- リサイクルが低迷している外食産業における食品廃棄物の再生利用の取組等を促進

食品産業における食品ロス削減の促進

事業内容

商慣習の見直し等により廃棄コストが軽減された取組等を分析・整理し、その内容を広く普及。

具体的な内容

【分析・整理の内容】

- ・コスト削減効果、追加コスト発生等のメリット・デメリット
- ・商慣習の見直しに向けた関係者との調整の際のポイント等

【普及の手法】

- ・整理した内容を実践的なモデルとし、セミナー等を通じて事業者に広く普及



食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進

事業内容

収集運搬の効率化や新たな技術の導入等により再生利用、減量に効果があった取組等を分析・整理し、その内容を広く普及。

具体的な内容

【分析・整理の内容】

- ・取組を行ったことによるコスト削減効果
- ・再生利用事業者、農業者といったリサイクル関係者との調整の際の留意点 等



【普及の手法】

- ・整理した内容を取りまとめ食品リサイクルマニュアルを作成
- ・外食事業者向けのセミナー等を開催し、作成した食品リサイクルマニュアルを普及

事業者自身による主体的な取組を促進し、食品産業の体质強化へつなげる

食品ロス削減に向けた経済産業省の取組

平成 27 年 9 月 3 日
経済産業省流通政策課

1. 製・配・販連携協議会について

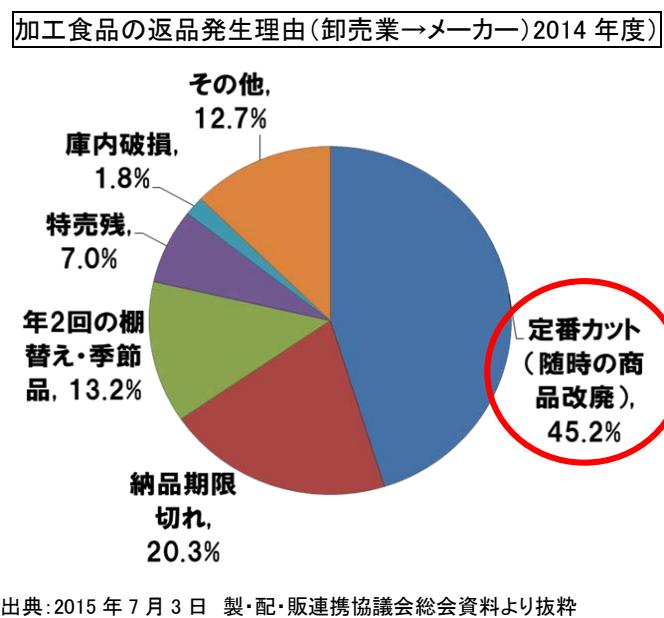
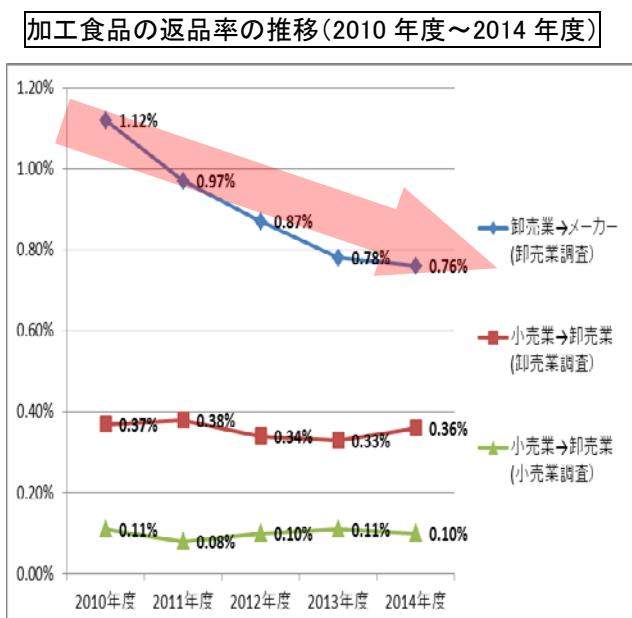
製・配・販連携協議会とは、サプライチェーン上の様々な課題を解決するために、メーカー(製)、中間流通・卸(配)、小売(販)の各企業(55 社)が協力して取り組む事を目的として、平成 23 年 5 月に設立された協議会である。

我が国流通業サプライチェーンの効率化や、新たな市場・付加価値の創造等につながるため、経済産業省としても、積極的に支援している。

平成 26 年度(平成 26 年 7 月～平成 27 年 6 月)は①返品削減②賞味期限の年月表示化／リードタイム最適化③配送最適化に関する議論を、加工食品/日用品と 2 つのワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置し、食品ロスの原因の一つとして挙げられる小売・卸からメーカーへの返品に関して、実態調査や、削減に向けた取組を実施した。

2. 平成 26 年度(平成 26 年 7 月～平成 27 年 6 月)の取組

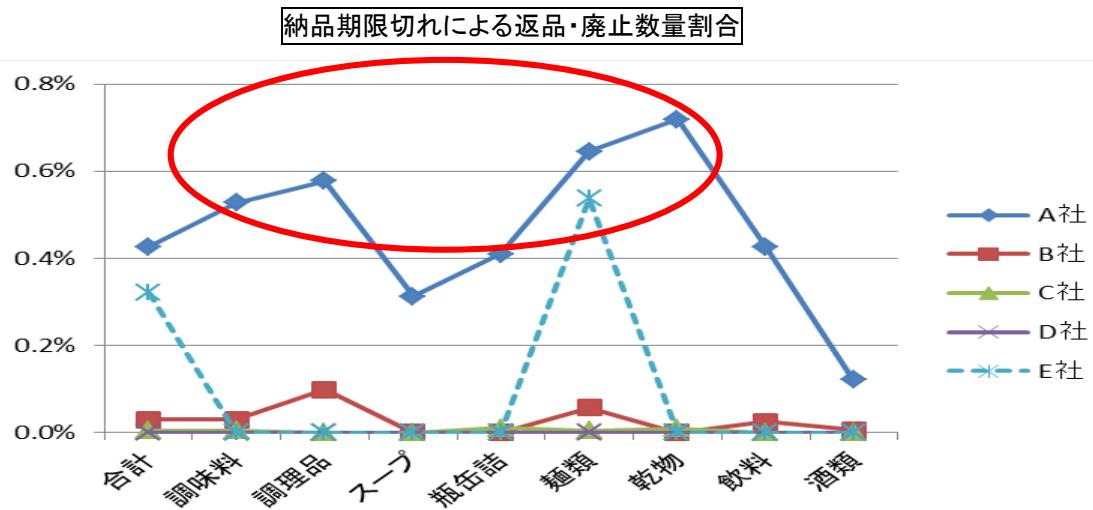
(1) 返品率、返品理由の調査



(2) 賞味期限の延長、年月表示化に向けた検討

現在、加工食品業界では酒類全般と飲料/菓子の一部商品以外は、賞味期限「年月日」で表示されているが、賞味期限表示を年月日から年月とすることで、日付逆転の発生頻度を減らし、保管・配送・入出荷等の作業を効率化することが期待されている。食品ロス削減の観点からも、納品期限の見直し、賞味期限の延長とともに年月表示化を推進し、返品や廃棄ができるだけ抑制することが求められている。

2014 年度 卸売業 5 社での調査結果は、個社ごとに異なるが、納品期限切れによる返品・廃棄は、「調味料」「調理品」「麺類」「乾物」で、「飲料」よりも高い傾向にある。今後は飲料・菓子以外のカテゴリーの納品期限見直しについて、継続的に検討することが必要である。



出典:2015 年 7 月 3 日 製・配・販連携協議会総会資料より抜粋

○対象商品

- 年月表示化は、賞味期限の比較的長い商品から取組むのが有効。
- 当面の対象は、おおむね 賞味期限 1 年以上 の商品とする。

○賞味期限設定

- 年月表示化により賞味期限が短くなり、かえって返品や廃棄が増加する事態は避けるべきである。
- このため 賞味期限を 1 ル月間延長し、日数分を切り捨てる などの対応を講ずることが望ましい。

○実施時期

- 目標の目安として 2015 年 9 月以降順次開始 と想定する。

3.平成 27 年度（平成 27 年 7 月～平成 28 年 6 月）の取組

協議会内は 2015 年度の返品削減実施計画を作成し、計画達成に向けた取組を実施する。合わせて返品実態調査を継続して実施。

協議会外に対しては、返品削減に向けた取組実施に関する普及啓発策を検討し、業界団体等へ推進を図る。賞味期限の年月表示化は、食品メーカー各社の実行状況を共有、納品期限の見直しは、飲料・菓子で普及拡大を図る。更には飲料・菓子以外のカテゴリーで具体的な進め方を検討・明確化する。

終売プロセス見直しは、これまでの活動成果を踏まえ、より実効性の高い方策を検討し、取組を促進する。

配送最適化はベタープラクティス事例を共有・創出し、手引書の作成を検討する。

4. 平成 28 年度予算の検討状況

特になし。

市町村等を通じた地域の食品ロス削減対策の促進

平成27年9月
環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

- 個々の食品関連事業者だけでは取り組むことが難しい食品ロス削減の取組を効果的に進めるため、食品ロスの削減に関わる国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、フードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開する必要がある。
- 地方公共団体については、地域における食品ロスの削減の取組を促進するための地域の住民や食品関連事業者に対する普及啓発等の取組を促進することが求められている。
- 環境省としても、都道府県・市町村が中心となった食品ロス削減の取組を支援していく。

1. 食品ロスの発生実態と取組効果の「見える化」

- ・農林水産省と連携し全国の**食品ロス発生量の推計の精緻化**を実施。
→平成24年度実績で**約642万トン**との推計値を発表(平成27年6月)
- ・**食品ロス削減による環境負荷低減効果の「見える化」**
→環境省「3R行動見える化ツール」(※)に食品ロスの項目を追加(平成27年秋を予定)

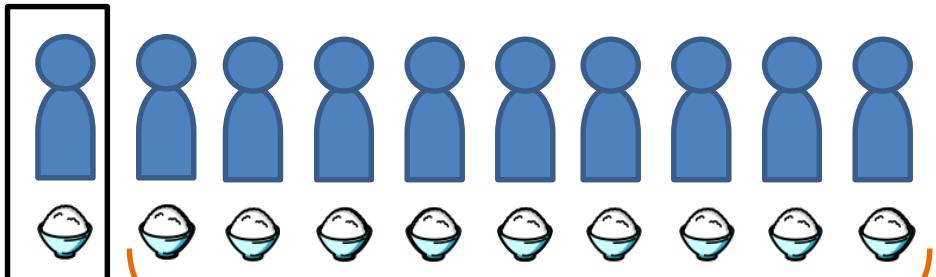
※事業者(又は消費者)が行う3R行動について、その行動量を入力することで便宜的に環境負荷の削減効果を数字で表すことができる計算用ツール

2. 地域の食品ロス削減対策支援

- ・都道府県又は市町村における①**食品ロス削減に係る啓発活動・指導等の具体的な取組**の実施と、②当該取組の実施による**廃棄物削減等の取組効果を検証**するための市町村におけるごみ組成調査等を一体的に行う「**食品ロス削減による環境負荷低減効果実証事業**」を新たに実施(平成28年度予算要求中)
- ・「**学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業**」の実施(平成27年度～)
- ・市町村等における食品ロス削減対策の**先進事例の調査・共有**等

学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果

- 環境省では、文部科学省の協力も得て、全国の市区町村教育委員会に対し、学校給食から発生する食品ロス等の状況に関するアンケート調査を行った。
- 小・中学校における学校給食からの食品廃棄物の年間発生量は、平成25年度で児童・生徒1人当たり約17.2kgであった。
- また、残食率を約3割の市区町村で把握しており、その平均値は約6.9%であった。



欠席

「残食率」は、出席した人数分の学校給食の提供量に対する、食べられずに残された給食の量の割合。

$$\text{残食率}(\%) = \frac{\{\text{残食量} - (\text{提供量} \times \text{欠席率})\}}{\{\text{提供量} - (\text{提供量} \times \text{欠席率})\}}$$

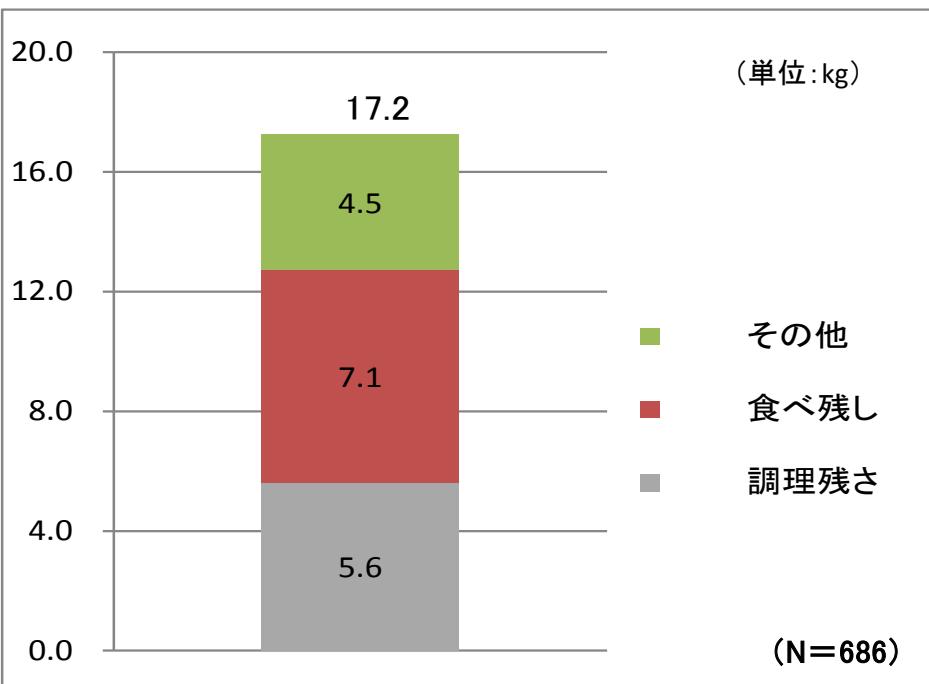


図 児童・生徒1人当たりの年間の食品廃棄物発生量
(平成25年度推計)

学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業

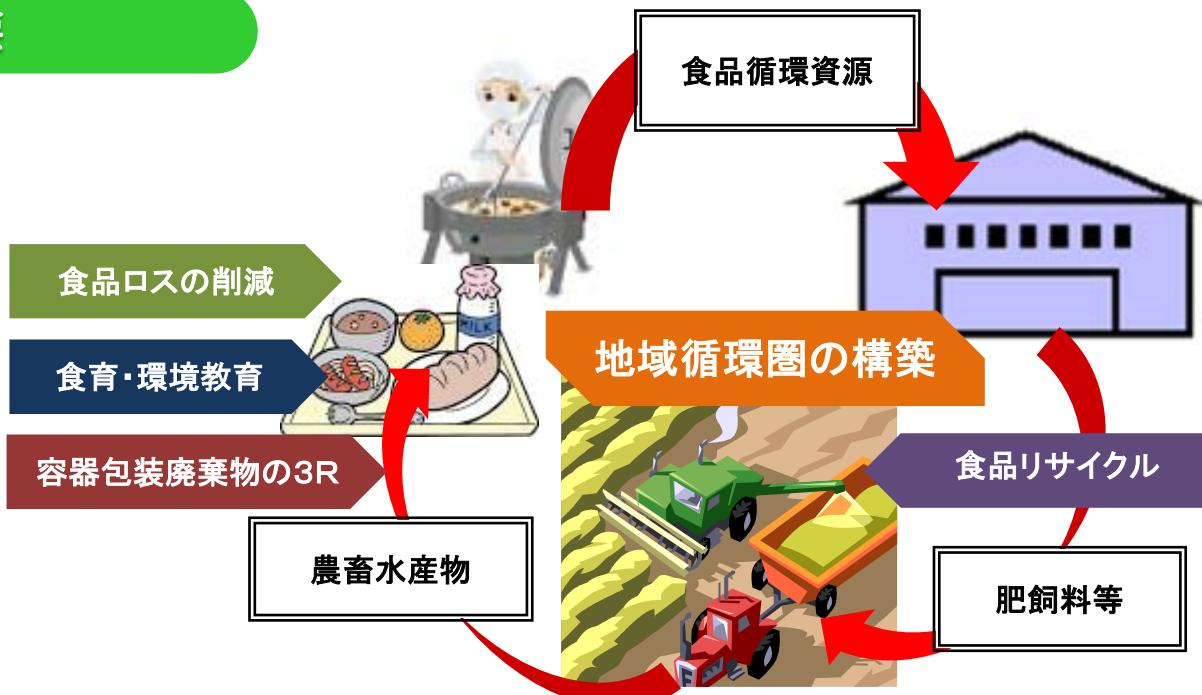


- 環境省では、学校給食からの食品ロスの削減・リサイクルのモデル的な取組を行う市町村を支援するため、今年度「学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業」を実施する。
- 事業の実施主体となる市町村について本年5月15日まで公募を行い、今年度は3件を選定。(北海道札幌市、長野県松本市、岐阜県恵那市)

■ 平成27年度モデル事業の概要

以下の取組について、地域の特色を活かして先進的に実施する市町村を公募し、モデル事業として実施。

- ①学校給食から発生する食品廃棄物の再生利用
- ②上記①の再生利用により製造された飼料・肥料を利用して生産された農産物等の学校給食での利用
- ③学校給食の実施に関し食品ロス削減の取組の実施
- ④学校給食の実施に伴い発生する食品廃棄物以外の廃棄物の3Rの活動(例:学乳びんのリユース)
- ⑤取組を題材とした食育・環境教育活動の実施



図の出典: 見附市、薩摩川内市ホームページ等



食品リサイクル推進事業費

平成28年度要求額
50百万円（31百万円）

背景・目的

食品リサイクル法においては概ね5年ごとに同法の基本方針を定めることとされている。平成27年4月に取りまとめられた中央環境審議会の答申を受け、食品リサイクル法の新たな基本方針等が平成27年7月末に策定された。

平成28年度は、新たな基本方針等を踏まえ、特にリサイクルが低調な食品小売業者や外食産業の新たなリサイクル目標の達成や家庭系食品ロス削減・食品リサイクルの取組の底上げのための施策を実施するとともに、新たな課題に対応するための調査等を実施する。

事業概要

1. リサイクルループ形成促進及び登録再生利用事業者育成事業(12,086千円)

- 各地域におけるリサイクルループ形成促進や登録再生利用事業者の育成等のため、リサイクルループ等の事業の実施状況・事業化動向調査、事業者・自治体向けのセミナー等を活用したマッチングを実施。

- 食品関連事業者及び登録再生利用事業者等への指導等を行うため、各地方環境事務所における非常勤職員を増員。

2. 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等促進事業(37,657千円)

- 発生抑制の目標値達成のための取組促進及び未設定業種における目標検討のため、実態調査及び情報の整理を実施。

- 食品ロス削減による環境負荷低減効果の実証事業を実施。

- 家庭から排出される食品廃棄物の実態・取組事例調査、家庭系食品廃棄物リサイクルのポテンシャル分析を実施。また、学校給食等の実施に伴い排出される廃棄物の3R促進のモデル事業を実施。

事業目的・概要等

事業スキーム

環境省
(施策の検討)

調査の請負発注
結果の報告

資料1-3②

請負事業者

(モデル事業実施地域を公募)

期待される効果

家庭・学校給食等から排出されるものも含めた食品ロスの実態把握が進み、食品ロス削減の先進事例の共有が図られる。また、食品リサイクル法基本方針に基づく食品関連事業者の再生利用等の実施率が向上するとともに、地域循環圏の構築が促進される。

イメージ

食べられるのに捨てられる「食品ロス」が年間642万トン

食品流通の川下（小売、外食、家庭）ほど再生利用が低調

食品ロスの削減

再生利用等実施率向上

地域循環圏構築促進



- ・官民あげた食品ロス削減の取組
- ・適正な再生利用等の実施の確保
- ・リサイクルループ形成促進
- ・地域の実情に応じた再生利用の促進



食品ロス削減に向けた消費者庁の取組

1. 平成26年度における主な取組

(1) 消費者向けウェブサイト・パンフレット等の作成

- ・当庁公式HPに専用ページ「食べもののムダをなくそうプロジェクト」を設け、消費者向けの情報を掲載。
- ・宴会時や家庭において食品ロスを削減するため効果がある取り組みをまとめたパンフレットや、食品ロスの現状及び外食時に心がけることをまとめた啓発三角柱等を新たに作成し、自治体及び大学等での活用を呼びかけた。

(2) 料理レシピサイト「クックパッド」の「消費者庁のキッチン」へ食材を無駄にしないレシピの掲載

- ・消費者庁の「平成25年度地方消費者行政活性化交付金」を活用し先駆的な取り組みを行った地方公共団体のうち、食材を無駄にしないレシピを作成したものについて、料理レシピサイト「クックパッド」の「消費者庁のキッチン」に紹介した。

(3) 「スマートライフフェスタ in ちようふ」(調布市主催)への参加

- ・調布市の消費者まつりである「スマートライフフェスタ in ちようふ」(平成26年10月18日(土)開催)に参加し、消費者庁ブースを設けて来場者に向けて消費者庁の取り組みを紹介した。

2. 平成27年度における主な取組

(1) 消費者向けウェブサイト・パンフレット等の更新

- ・現在のパンフレット等への消費者の反応や、食品ロス統計調査の結果を踏まえ、更新を行う。

(2) 「第10回食育推進全国大会 in すみだ」における交流セッションの開催

- ・「第10回食育推進全国大会 in すみだ」のプログラムの一つとして、「食育と環境を考える～もったいない！年800万トンの食品

ロスを減らそう！～」（平成27年6月21日（日）於国際ファンションセンター）を消費者庁及び墨田区で企画し開催した。消費者、事業者、団体、地方公共団体等の参加があり、講師による講演、参加者によるグループセッションを行った。また、墨田区総合体育館では消費者庁ブースを設け、来場者へ消費者庁の取り組みを紹介した。

（3）「スマートライフフェスタ in ちゅうふ」（調布市主催）への参加予定

- ・「2015スマートライフフェスタ in ちゅうふ」が10月18日（日）に開催予定であり、消費者庁は本年度も参加登録をしている。

（4）地方公共団体等が開催するイベント等への積極的な参加

- ・各地で開催される消費者向けイベント等へ積極的に参加し、普及啓発に努める。

3. 平成28年度予算概算要求

普及啓発予算（パンフレット作成等）を平成27年度と同様に要求。内容については以下のような更新、追加等を想定。

- ・食品ロス統計調査（平成26年度実施）による推計量の見直し
- ・納品期限見直しの内容紹介 等

以 上

◎ 消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）抜粋

【5 年間で取り組むべき施策の内容】

4. 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

また、消費者が、自らの消費行動が環境、社会、文化等の幅広い分野において他者に影響を及ぼし得ることへ理解を深めていくことが必要である。リサイクルの推進、適正な廃棄及び食品ロスの削減に向けた取組のほか、被災地の復興に対する理解を深めることなどにも貢献する E S D (Education for Sustainable Development;持続可能な開発のための教育) の普及啓発に努める。

◎ 消費者基本計画工程表（平成 27 年 3 月 24 日消費者政策会議決定）抜粋

4. 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

⑯ 食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）の推進

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2) 消費者教育の推進	⑯ 食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）の推進						<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」の展開 ・ロゴマーク「ろすのん」の周知 【内閣府、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】 ・ウェブサイト専用ページの更新 ・パンフレットの作成及び地方公共団体や関係団体等への提供 【消費者庁】 <p>消費者意識基本調査に設問を設けることによる、「食品ロス」の認知度の毎年度調査【消費者庁】</p> <p>食品ロス削減のための商慣習見直しに向けた検討等の取組の推進及び情報提供【農林水産省】</p> <p>家庭から発生する食品廃棄物の発生量及び再生利用量等の調査、自治体の優良事例等の情報提供（状況の変化等を踏まえ、調査事項や情報提供事項等について見直しを行う）【環境省】</p> <p>食品ロス削減による環境負荷の算定【環境省】</p> <p>食品ロス削減国民運動での活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者意識基本調査における「食品ロス」の認知度 平成 31 年度 80.0% (平成 25 年 64.5%) ・食品ロス発生量の抑制

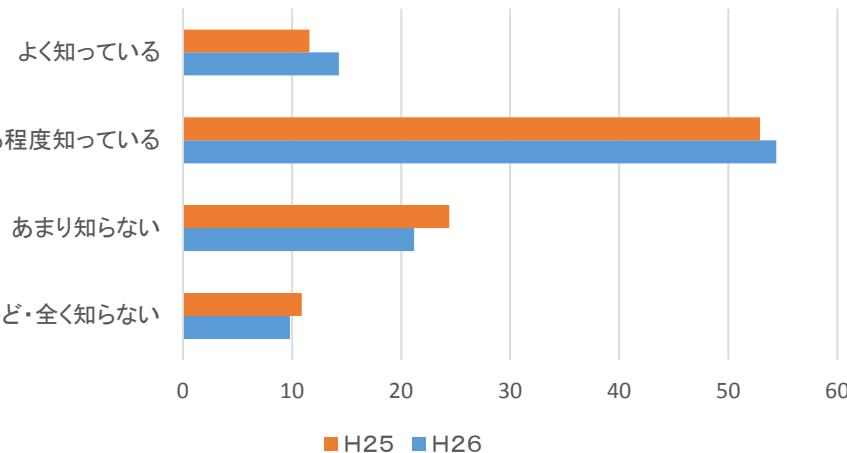
食品ロスを削減するため、次の 1) から 4) までの取組を推進する。

- 1) 平成 25 年 10 月から展開している関係 6 府省庁（内閣府、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省）の連携による食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」の展開を継続する。【内閣府、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】
- 2) 食品ロス削減につながる取組に関する情報をウェブサイトやパンフレット等を用いて消費者に普及啓発する。【消費者庁】
- 3) 食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習見直しに向けた検討等の取組を推進するとともに、このような取組の情報提供を行う。【農林水産省】
- 4) 家庭系食品廃棄物における排出抑制・再生利用実態調査、食品ロスの削減による環境負荷の算定、地方公共団体の優良事例等の情報提供を行う。【環境省】

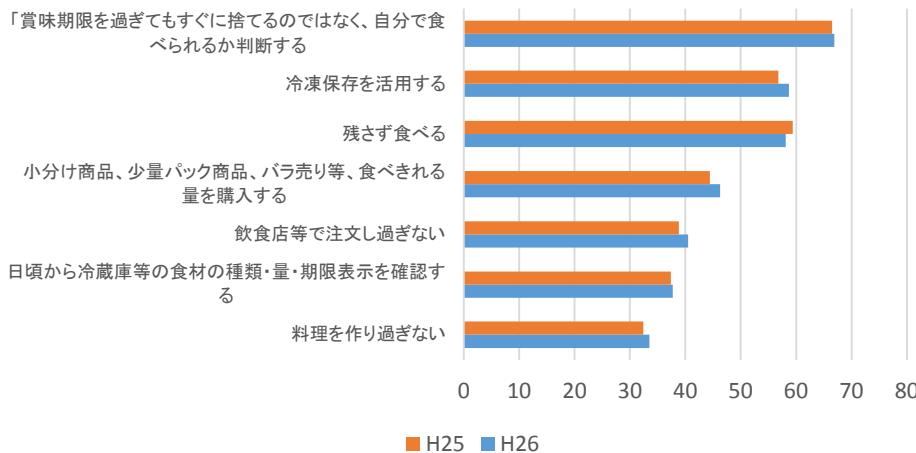
消費者庁「消費者意識基本調査」の結果

調査結果の推移を見てみると、「食品ロス問題の認知度」及び「食品ロス削減のために取り組んでいること」はともに、微増。

「食品ロス」という問題を知っているか



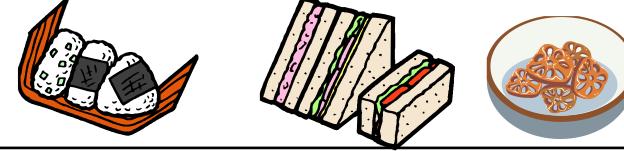
食品ロス軽減のために取り組んでいること



(備考)

- ・ 消費者庁「消費者意識基本調査」(平成25年度及び平成26年度)により作成。
- ・ 単位(%)
- ・ 消費者意識基本調査の詳細は、消費者庁ウェブサイトで公表。 http://www.caa.go.jp/adjustments/index_16.html

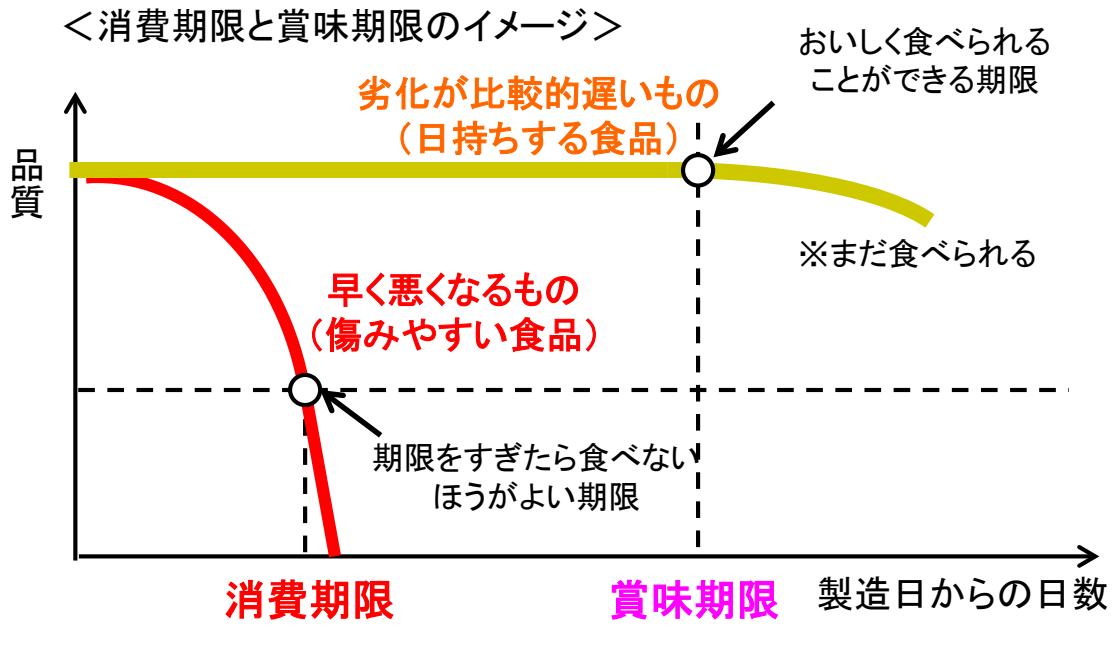
期限表示(消費期限・賞味期限)

	意味	表示がされている食品の例
賞味期限	<u>おいしく食べることができる期限(best-before)</u> 定められた方法により保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。 ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがある。	菓子、カップめん、缶詰 
消費期限	<u>期限を過ぎたら食べない方がよい期限(use-by date)</u> 定められた方法により保存した場合、腐敗、変敗その他の品質(状態)の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限。	弁当、サンドイッチ、惣菜 

<表示例>

名 称 いちごジャム
原材料名 いちご、砂糖、…
添加物 増粘多糖類、…
内 容 量 400g
賞味期限 枠外下部に記載
保 存 方法 直射日光を避け、常温で保存
製 造 者 ○○株式会社
東京都千代田区△△
賞味期限 28.12.31

<消費期限と賞味期限のイメージ>



消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定)

II 消費者教育の推進の基本的な方向

3 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進

(食育)

食育は、食育基本法(平成17年法律第63号)に基づいて、推進されている。食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。食育の取組の中で、マナーの習得、「もったいない」という意識のかん養、食品ロスの削減や地産地消の推進といった取組は、持続可能な社会の形成を目指す消費者教育の課題でもある。また、栄養バランス等の観点から適切な食生活を選択すること、食品の安全性に関する知識と理解を深めること等は、栄養表示を含めた食品表示の適切な理解を始め、食における危険を回避する能力を育む消費者教育と密接な関係がある。このように食育の内容は、消費者教育の重要な要素であり、積極的な推進に努める。

消費者庁、関係府省、関係機関及び地方公共団体が作成した教材等を**消費者教育ポータルサイト**に掲載

The screenshot shows the homepage of the Consumer Education Portal Site. At the top, there is a logo for '消費者教育ポータルサイト' (Consumer Education Portal Site) featuring a blue pencil icon. To the right of the logo are buttons for '文字サイズ' (Text Size) with options '標準' (Standard), '大' (Large), and '特大' (Extra Large). Below the logo is a navigation bar with five links: '当サイトについて' (About this site), '情報検索' (Information Search), '消費者教育関連情報' (Consumer Education Related Information), '情報登�록' (Information Registration), and 'お問合せ' (Contact).

The main content area is titled '消費者教育の情報検索' (Information Search for Consumer Education). It features a search bar labeled 'フリーワード' (Free Word) with a magnifying glass icon, a '検索' (Search) button, and three buttons for filtering results: '条件絞り込みで探す' (Search by narrowing conditions), '領域ごとに探す' (Search by region), and 'ライフステージごとに探す' (Search by life stage). Below these are buttons for '利用者の立場から探す' (Search from the user's perspective) with categories: '学校で教える方 はこちら' (For those who teach at schools), '地域で教える方 はこちら' (For those who teach in regions), and '自学される方 はこちら' (For those who self-study).

On the right side, there is a sidebar titled '新着情報' (New Information) with a small orange RSS icon. It lists four recent additions:

- 2015年7月10日 取組に追加しました。
6月のアクセスランキング
当サイトに登録された情報（教材、講座）へのアクセスランキングをトピックス欄に掲示いたしました。タブをクリックしてご覧ください。
- 2015年6月10日 取組に追加しました。
5月のアクセスランキング
当サイトに登録された情報（教材、講座）へのアクセスランキングをトピックス欄に掲示いたしました。タブをクリックしてご覧ください。
- 2015年5月22日 イラストに追加しました。
[「新イラスト集」を掲載いたしました。](#)
消費者教育・地方協力課のサイトに「新イラスト集」を掲載いたしました。消費者教育用教材・消費者向けの啓発用資料の作成にお役立てください。
- 2015年5月18日 取組に追加しました。
4月のアクセスランキング

At the bottom left, there is a box containing text about the portal site and its history.

消費者教育ポータルサイトとは

消費者教育を担う講師、学校の教職員、専門家、地域住民と関わりのある者を主な利用者として置かれた消費者教育の教材・サービス等の情報検索サイト。国や地方公共団体、消費者団体、事業者団体等から情報等が提供され、消費者教育の教材が約820件、取組が約370件、講座が約620件登録されている(2015年3月末時点)。

国と地方のコラボレーションによる先駆的プログラム

消費者の安全・安心の確保に向け、消費者問題に関する先駆的なテーマを国から提案、問題意識を共有した上で、地方公共団体の自主性・独自性を確保しつつ、地方の現場での実証実験等を実施。事業終了後、事業の成果・課題等をまとめた報告書を公表し、全国的な波及・展開を目指す。

平成27年度消費者教育関連テーマ（下記テーマに沿った事業30事業が現在実施中）

Ⅱ. 消費者教育の推進

- ・消費生活センターの消費者教育の拠点化及びコーディネーターの人材確保・育成等に関する取組
- ・事業者等のコンプライアンス意識の確立等に向けた取組
- ・効果的かつ確実な情報提供の仕組みの構築
- ・多様な担い手の参画を促す消費者教育プロジェクトの実施
- ・消費者市民社会概念の普及に関する取組
- ・消費生活に関連する教育の実施

地産地消、フェアトレード、食育、金融経済教育など特定の分野、または、大学生や高齢者など年齢に特化した消費者教育を行っている消費者団体やNPO団体と連携し、体系だった消費者教育を推進するような講座、授業、教材開発等を実施する。

- ・障害者等に対する消費者教育の実施
- ・非常事態における消費生活に関する知識・理解促進事業の実施

食品ロス削減に向けた内閣府の取組

第2次食育推進基本計画(抄)

食に関する感謝の念と理解

世界の食料事情は、現在、9億人を超える人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいることを始めとして、楽観視できない状況にある。このような厳しい状況を理解して、「もったいない」という精神で、食事ができることに感謝の念を持つことは、食育の極めて大切な要素である。(以下略)

食育白書において、各省庁における食品リサイクルと食品ロスの削減に関する取組を記載

○平成27年版食育白書

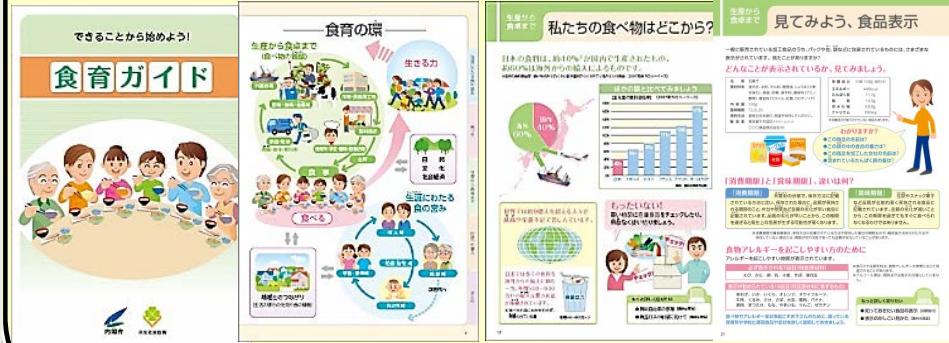
・コラム

消費者庁による「料理レシピサイト『クックパッド』への『食材を無駄にしないレシピ』」の掲載」を紹介
・事例

家庭で余った食材を持ち寄りシェフに調理してもらいみんなでたべる「サルベージ・パーティ」の取組や、食品関連事業者等から寄贈された食品を福祉施設等に届けるフードバンクの取組等を紹介



食品ロスや食品表示についても記載した「食育ガイド」を都道府県、関係団体等へ配布するとともに内閣府HPに掲載



- ・6月の「食育月間」実施要綱において、「食品ロス削減等環境への配慮」を含めた「食を大切にする気持ち」を重点事項として定め、関係機関・団体等へ通知及び公表

- ・食育推進全国大会(平成27年度:墨田区)を開催し、出展団体による食品ロス削減に向けた取組の紹介・展示を通じて普及啓発

- ・都道府県食育担当課を通じた普及啓発



食品ロス削減に向けた文部科学省の取組

平成27年9月3日
文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校における食育の取組の中で給食の時間等に「食物を大事にし、食物の生産等にかかる人々への感謝する心をもつ」ことを指導

【指導内容の例】

- 感謝の気持ちの表れとして、残さず食べたり無駄なく調理したりすること。（「食に関する指導の手引 第一次改訂版」平成22年3月、文部科学省）



【内容】

- ・学校における食育の必要性
- ・食に関する指導の目標
- ・各教科等や給食の時間における食に関する指導の基本的考え方や指導方法

平成26年度スーパー食育スクール事業での取組事例

【お茶の水女子大学附属小学校】

- ・保護者と協働した給食指導や農業体験や調理実習などの取組を通じて、食べたことがないものや食べ慣れていないもの、嫌いなものでも少しずつ食べようという意識を持つようになり、残食の量が減少した。

【富山県高岡市立二塚小学校】

- ・食に関する指導やJAと連携した生産体験活動及び親子での体験活動等を通して、児童や保護者の食に関する意識や食習慣についての改善が見られ、日々の給食の残食がほぼ無いなど、好き嫌いせずに残さず食べようとする児童が大部分となった。

【石川県白山市松南小学校】

- ・生産者との交流給食の実施、地場産物を活用した学校給食の実施、給食の時間における食育の実践等により、給食を残さず食べれるようになった。

一関係府省庁が連携して食品ロスの削減に取り組みますー

資料 1-7

事業者向け



【平成27年度の主な取組】

- 再生利用等実施率目標、発生抑制目標の設定。
(農林水産省、環境省ほか関係省庁)
- 「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」への支援。
(農林水産省/予算額:36百万円の一部)
- 「製・配・販連携協議会」の返品削減に関する取組への支援。
(経済産業省)
- 食品ロス削減に貢献した事業者等への表彰。
(農林水産省/ 予算額:12百万円の一部)
- フードバンク活動などの検討等を行うNPO法人等への支援。
(農林水産省/予算額:36百万円の一部)

消費者向け

【平成27年度の主な取組】

食べもののムダを
なくそうプロジェクト

- ホームページにおける啓発。
(各省庁)
- 「循環型社会形成推進基本計画」への盛り込み。
(環境省)
- 食品リサイクル法に基づく基本方針の策定。
(農林水産省、環境省ほか関係省庁)
- 「3R行動見える化ツール」、3R推進月間(10月)等による普及啓発。
(環境省)
- 「学校給食の実施に伴う廃棄物の3R促進モデル事業」による支援。
(環境省)
- 「消費者基本計画及び同工程表への位置付け。
(消費者庁)
- 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」におけるテーマへの位置付け。
(消費者庁、文部科学省)
- 学校における指導内容に「食べものを大事にし、生産者等へ感謝する心をもつ」旨を提示。
(文部科学省)
- 消費者向けのパンフレットやイベント開催等による啓発。
(消費者庁/ 予算額:3百万円)
- 食育白書や、食育月間実施要綱、食育推進全国大会を通じた普及啓発。
(内閣府)
- 地方自治体を通じた普及啓発。
(各省庁)

平成28年度食品ロス削減対策関係事業予算要求概要

省庁名	事業概要	平成27年度予算額（百万円）	平成28年度概算要求額（百万円）
消費者庁	・食品ロスに関する消費者への普及啓発 食品ロスに関する各種調査結果、事業者サイドにおける最新取組状況等を関係府省と連携して収集し、消費者向けの有益な普及啓発資料等を作成する。	3	3
省庁名	事業概要	平成27年度予算額（百万円）	平成28年度概算要求額（百万円）
文部科学省	社会的課題に対応するための学校給食の活用 食品ロスの削減、地場産・国産食材の使用割合の増加、伝統的な食文化の普及など、社会的諸課題の解消に向けたモデル事業を実施し、その成果について全国に発信する。	0	240百万円の内数
省庁名	事業概要	平成27年度予算額（百万円）	平成28年度概算要求額（百万円）
	食品リサイクル促進等総合対策事業 1. 食品ロス削減国民運動の展開 食品関連事業者による商慣習の見直し等の食品ロス削減に向けた取組について、その効果や実施に当たってのポイント等を分析・整理し、他の事業者による食品ロス削減の実践を促す取組やフードバンク活動を行う団体が食品関連事業者からの信頼を向上させ食品の受入量拡大を図る取組等を支援。 2. 食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進 食品小売業者や外食事業者が、再生利用事業者、農業者と連携して、食品廃棄物のメタン化及びメタン発酵消化液の肥料利用を行うための取組を支援。 また、収集運搬の効率化や新たな技術の導入等による再生利用、減量の効果等を分析・整理し、普及する取組を支援。 3. 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進 食品関連事業者による原材料の有効利用や流通の効率化など地球温暖化・省エネルギー対策のための活動を促進する取組を支援。	111 36 33 12	96 26 31 12
農林水産省	事業概要	平成27年度予算額（百万円）	平成28年度概算要求額（百万円）
省庁名	事業概要	平成27年度予算額（百万円）	平成28年度概算要求額（百万円）
環境省	1. 食品ロス削減による環境負荷低減効果実証事業(新規) 都道府県又は市町村における①食品ロス削減に係る啓発活動・指導等の具体的な取組の実施と、②当該取組の実施による廃棄物削減等の取組効果を検証するための市町村におけるごみ組成調査等を一体的に行う取組を支援し、取組効果の実証。 2. 学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業 学校給食から発生する食品ロス削減・食品リサイクル等の廃棄物の3Rのモデル的な取組を行う市町村を支援し、先進的な取組の形成を促進。 3. 市町村等における食品ロス削減対策の先進事例の調査・共有	18百万円の内数	38百万円の内数

「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」の設置について

平成24年7月25日
関係省庁等申合せ
平成25年2月20日
一部改訂
平成26年2月20日
一部改訂
平成26年8月4日
最終改訂

1. 趣旨

我が国では、年間約1,700万トンの食品廃棄物が排出され、このうち食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は年間約500～800万トンと試算されている。

のことについて、食品産業では、平成24年4月から食品廃棄物の発生抑制の重要性が高い業種について「発生抑制の目標値」を設定し、事業者による食品ロスの削減を図っているところであるが、そもそも食品産業において食品ロスの要因の一つである過剰在庫や返品等の商取引慣行が形成された背景には、消費者の過度な鮮度志向があるといわれている。

このため、消費者が無駄を意識し、食品ロスの削減を行う事業者を応援するといった環境コミュニケーションが形成されれば、フードチェーン全体での効果が期待できることから、消費者の食品ロスに対する意識改革を図るための場として、消費者政策担当課長会議の下に、食品ロス削減関係省庁等の室長以上クラスによる「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」（以下「連絡会議」という）を設置する。

2. 役割

食品ロスの削減に関する関係省庁等の連携を図り、食品ロスの実態及び関係省庁等における取組み等を情報交換するとともに、消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等を実践する自覚（例：賞味期限等の食品表示の正しい理解、冷蔵庫の在庫管理、食品ロスに対する意識改革）を形成するため普及啓発方策について、検討・協議する。

3. 構成

- 内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（食育推進担当）
- 文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課 健康教育企画室長
- 農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室長
- 経済産業省 商務情報政策局 商務流通保安グループ 流通政策課長
- 環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室長
- 消費者庁 消費者政策課長
- 消費者庁 消費者教育・地方協力課長
- 消費者庁 食品表示企画課長

4. 庶務

消費者政策担当課長会議における特定分野に関する「関係省庁等担当課長会議」の枠組みを活用することから、消費者庁消費者政策課において処理。